

前 金	部分払い
有 無	0 回

令和3年度下施公補第1号

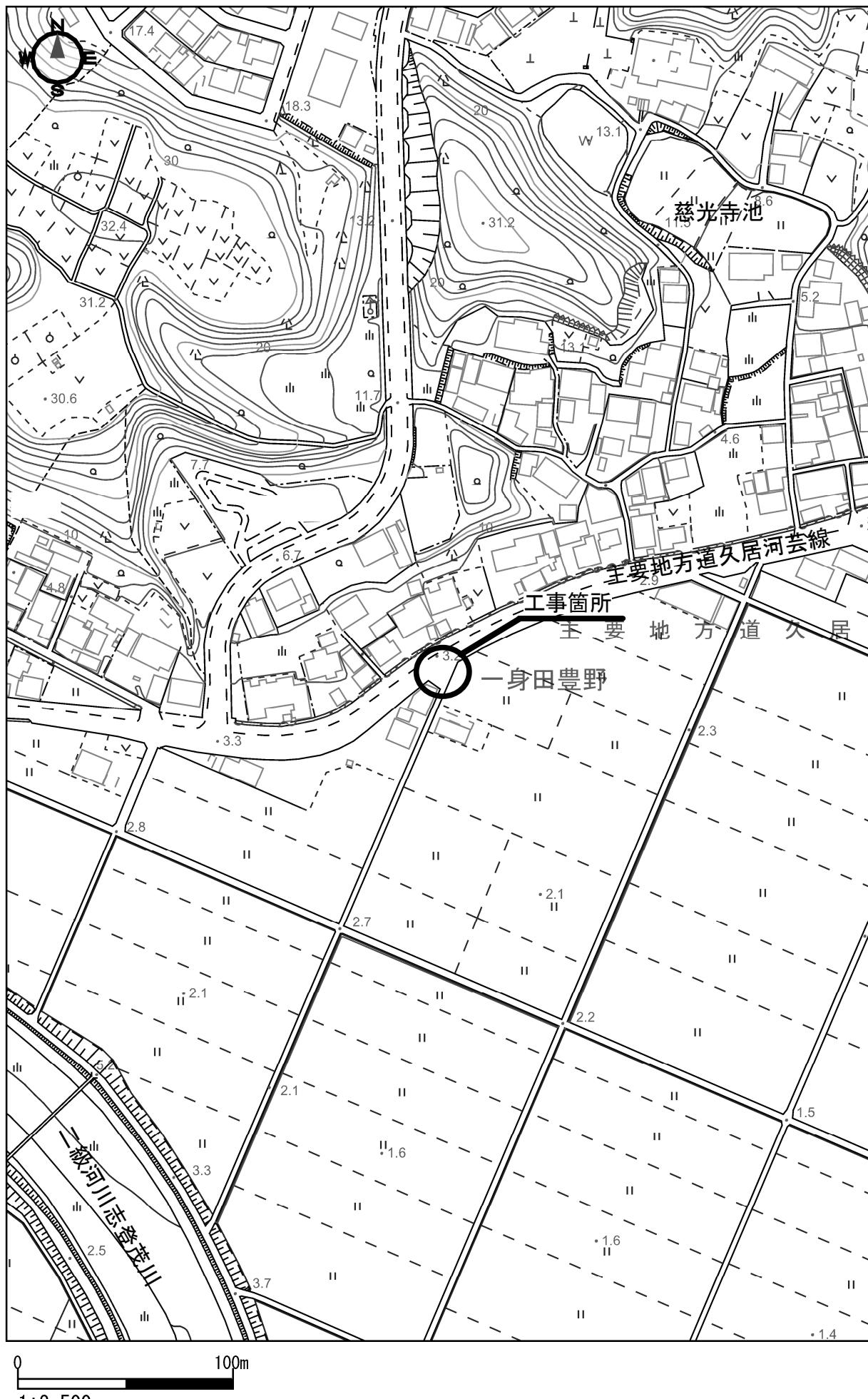
津北部第7処理分区公共下水道
マンホールポンプ設置工事設計書

津市上下水道事業局
下水道施設課

令和3年度 下施公補 第1号	工事設計書		局長	
		局次長		
工事名		津北部第7処理分区公共下水道 マンホールポンプ設置工事		課長
施工場所		津市 一身田豊野 地内		検算者
設計金額		¥ (内消費税等相当額)		調整・担当幹
工期		令和5年3月14日限り		担当主幹
工事の大要			担当副主幹	
			主技	査師
			設計者	
マンホールポンプ設置工事 一式 水中ポンプ 口径80mm 出力3.7kw 2台				

令和3年度下施公補第1号
津北部第7処理分区公共下水道
マンホールポンプ設置工事

位置図



0 100m
1:2,500

内訳表

機械設備内訳表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
				1	式	_____	_____	
機械設備工(工事価格)								
	機器費			1	式	_____		機械設備明細表第1号のとおり
		直接工事費		1	式	_____	_____	
			輸送費	1	式	_____		
			材料費	1	式	_____		機械設備明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	_____		機械設備明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	_____		機械設備明細表第4号のとおり
			直接経費	1	式	_____		機械設備明細表第5号のとおり
			仮設費	1	式	_____		機械設備明細表第6号のとおり
		計 (直接工事費)						
		間接工事費		1	式	_____	_____	
			共通仮設費	1	式	_____		
			現場管理費	1	式	_____		
			据付間接費	1	式	_____		
		計 (間接工事費)						
		計 (据付工事原価)						

機械設備內訛表

機械設備明細表

第 1 号

機械設備明細表

第 2 号

種別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘要
材料費				1	式	——	——	
	ステンレス管	SUS304 Sch20	150A	0.80	m			
	ステンレス管	SUS304 Sch20	80A	6.80	m			
	ステンレス管	SUS304 Sch20	20A	1.41	m			
	小配管 付属材料	(管接手・接合材・支 持材料を含む)		1	式	——		
	逆止弁	ステンレス製	80A F付,10K ボール式逆止弁	2	個			
	止水弁	ステンレス製	80A F付,10K ボール式	2	個			
	空気抜弁	ステンレス製	20A ネジ込,10K ボール式逆止弁	2	個			
	流入バッフル	SUS304	L=900mm	1	組			
	補助材料費			1	式	——		
	計 (材料費)							

機械設備明細表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形狀寸法	數量	単 価	金 額	摘要
労務費				1	式	—	—
	一般労務費			1	式	—	—
	普通作業員				人	—	—
	設備機械工				人	—	—
	配管工				人	—	—
	小計 (一般労務費)					—	—
	機械設備据付労務費			1	式	—	—
	機械設備据付工				人	—	—
	小計 (機械設備据付労務費)					—	—
	計 (労務費)					—	—
						—	—
						—	—
						—	—
						—	—
						—	—
						—	—

機械設備明細表

第 4 号

機械設備明細表

第 5 号

機械設備明細表

第 6 号

電気設備内訳表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
電気設備工(工事価格)				1	式	_____	_____	
	機器費			1	式	_____	_____	電気設備明細表第1号のとおり
		直接工事費		1	式	_____	_____	
			輸送費	1	式	_____	_____	
			材料費	1	式	_____	_____	電気設備明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	_____	_____	電気設備明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	_____	_____	電気設備明細表第4号のとおり
			直接経費 (機械経費)	1	式	_____	_____	
			仮設費	1	式	_____	_____	
		計 (直接工事費)						
		間接工事費		1	式	_____	_____	
			共通仮設費	1	式	_____	_____	
			現場管理費	1	式	_____	_____	
			据付 (技術者) 間接費	1	式	_____	_____	
			据付 (機器) 間接費	1	式	_____	_____	
		計 (間接工事費)						

電氣設備內訛表

電氣設備明細表

第 1 号

電気設備明細表

第 2 号

種別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘要
材料費				1	式	—	—	
	電線類	EM-CE 600V 8sq -3c		5.72	m			
	"	EM-CE 600V 5.5sq -2c		5.17	m			
	"	EM-CE 600V 2sq -2c		3.63	m			
	"	EM-IE 8sq		1.65	m			
	"	EM-IE 5.5sq		1.54	m			
	電線類 付属材料	(絶縁キャップ・マークバンド・ケーブル記号札等を含む)		1	式	—	—	
	電線管	HIVE42		0.83	m			
	"	HIVE28		4.18	m			
	"	HIVE22		3.63	m			
	"	HIVE16		3.63	m			
	"	HIVE14		1.65	m			
	電線管 付属材料	(接合材・端末器具・塗装・可とう電線管・支持材料などを含む)		1	式	—	—	
	電線管	金属可とう 電線管 φ38		1.54	m			
	"	金属可とう 電線管 φ30		4.18	m			
	電線管 付属材料	(接合材・端末器具・塗装・支持材料を含む)		1	式	—	—	

電気設備明細表

第 2-2 号

種別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘要
	FEP 異種管継手	FEP50 H型		3	組			
	フルボックス	完全防水 SUS製	250×200 ×150	1	個			
	連結式 接地棒	リード端子共 φ14×1500L 2連結式		3	組			
	接地極埋設 標示板	電柱用バンド付 国土交通省型 SUS製		1	枚			
	回転灯	取付金具共 黄		1	個			
	フロート スイッチ	1個付		1	組			
	補助 材料費			1	式	—		
	計 (材料費)							

電気設備明細表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形狀寸法	數量	単 位	単 価	金 額	摘要
労務費				1	式	_____	_____	
	一般労務費			1	式	_____	_____	
	電工				人			
	小計 (一般労務費)							
	技術労務費			1	式	_____	_____	
	電気通信 技術者	据付工			人			
	電気通信 技術者	単体調整工			人			
	小計 (技術労務費)							
	計 (労務費)							

電氣設備明細表

第 4 号

令和3年度下施公補第1号

津北部第7処理分区公共下水道
マンホールポンプ設置工事

仕様書

津市上下水道事業局
下水道施設課

第 1 章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 消防法
- (3) 建設リサイクル法
- (4) 電気事業法
- (5) 電気用品安全法
- (6) 電気技術規程（JEAC）〔内線規定〕〔高压受電設備規程〕
- (7) 建築基準法
- (8) 計量法
- (9) 騒音規制法
- (10) 日本産業規格（JIS）
- (11) 日本電線工業会規格（JCS）
- (12) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (13) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (14) 日本電機工業会標準（JEM）
- (15) （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
- (16) （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (17) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（下水道新技術推進機構）
- (18) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (19) その他関係法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団（JS）発刊基準類

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議し決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート碎りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1)騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

(2)地下水のかん養（雨水浸透等）

(3)建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

(4)廃棄物の適切な処分

(5)その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設营造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

10 試験及び検査

(1)受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

- (2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。
- (3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。
- (4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

(1) 写真的分類

- ア 着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）
- イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）
- ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）
- エ 安全管理写真
- オ 材料検収写真
- カ 品質管理写真
- キ 出来形管理写真

(2) 写真的色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

(3) 写真的撮影基準

- ア 写真的撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。
- イ 不可視部分の写真整理
不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工管理

- (1) 請負金額500万円以上の工事等を受注または変更した場合、受注者は三重県公共工事共通仕様書「C O R I N Sへの登録」に準じ「登録内容確認書」を監督員に提示しなければならない。
- (2) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (4) 機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (5) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 竣工

(1)施設等の受け渡し（引き渡し）

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

(2)技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

(3)保証

ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。

イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を行わなければならない。

エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

(1)本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。

(2)施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

(1)本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。

(2)受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。

(3)設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

(4)官公庁等への申請手続きにおいては、全て受注者がおこなうものとし、費用については全て受注者の負担とする。

第2章 工事施工

1 工事概要

本工事は、公共下水道の污水管路における汚水の中継ポンプを設置することを目的とする。

設置するポンプは土木工事により施工済みのマンホール内に水中ポンプを2台設置するものである。

また、設置したポンプを運転するための受電及び制御のための電気設備を設置するものである。

第1節 機械設備

1 水中ポンプ

(1) 仕様

施設名	一身田豊野第1
マンホール番号	M18-1-1
形 式	着脱式水中モータポンプ
羽根車形状	新型（高効率）ノンクロッグ
フライホイール	無し
口 径	φ 80mm
吐出量	0.798m ³ /min
全揚程	11.6m
電動機出力	3.7kW
電 極	4P
周 波 数	60Hz
電 源	3φ 200V 60Hz
通過粒径	100%
始動方式	直入れ
吸込管	有り（釜場設置）
保護装置	オートカット（3.7kW以上は浸水検知器付）
数 量	2台

(2) 使用材料

ケーシング	FC200以上
羽根車	SCS13
主 軸	13Crステンレス鋼
着脱ベント	FC200以上
吊上チェーン	SUS304
ガイドホルダー	SUS304
ガイドパイプ	SUS304
吸込ノズル	SUS304
同上固定金具	SUS304

(3) 構造概要及び製作条件

- ア ポンプは性能の安定したもので、使用流量範囲において電動機が過負荷にならないものとする。また、水中汚水ポンプ羽根車形状は、固体物の詰まりにくい構造とする。
- イ ポンプケーシングは滑らか且つ堅牢なもので、衝撃、摩耗、腐蝕を考慮した肉厚のものとする。
- ウ ポンプ羽根車は良質強靭な材質とし、バランスのとれた安定した性能を発揮するものとする。
- エ 主軸は動力伝達と危険速度を考慮した十分な強度を有するものとする。
- オ 軸受は荷重に対して最適な構造の支持容量を有する耐久力のあるものとする。
- カ 軸封部にはダブルメカニカルシールを使用し、モータへの浸水を防止する。
- キ ポンプの吸込口はスカム対策構造とし、ポンプケーシング吸込口に吸込ノズルを設けることとする。

(4) 付属品

防水ケーブル	一式
着脱ベント	一式
吊上チェーン	一式
ガイドホルダー	一式
ガイドパイプ	一式
吸込管	一式
その他必要なもの	一式

(5) 試験、検査

- ア 性能試験及び検査は製造者が行うものとし、性能試験結果については試験成績表を提出すること。
- イ ポンプ性能試験は JIS-B8301 又は JIS-B8302 に準拠すること。

(6) 塗装

ポンプ製作会社標準防食、防錆仕様とする。

(7) その他事項

水撃対策については、実際（推定）のポンプ運転点における水撃計算を行い装置の製作にあたるものとする。また、水撃計算書は承諾図と合せ提出し、承諾を得ること。

2 材料仕様

(1) ポンプ用逆止弁

ア 仕 様

形 式	2F ボール式逆止弁
口 径	φ 80 mm
フランジ規格	JIS 10K 適合
数 量	2 個/箇所
そ の 他	フランジ接合材、SUS、BNP を含む。

イ 構 造

弁は閉鎖時の急激な水撃圧に対して十分な耐久力のあるもので、水密が十分に保たれるも

のとし、開閉動作は確実なもので、流水抵抗の極力少ないものとする。

ウ 主要材料

弁 箱	SCS13
弁 体	ゴム/NBR

(2) ポンプ用止水弁

ア 仕 様

形 式	2F ボール弁
口 径	φ 80 mm
フランジ規格	JIS 10K 適合
数 量	2 個/箇所
そ の 他	フランジ接合材、SUS、BNP を含む。

イ 構 造

弁は閉鎖時の急激な水撃圧に対して十分な耐久力のあるもので、水密が十分に保たれるものとし、開閉動作は確実なもので、流水抵抗の極力少ないものとする。

ウ 主要材料

弁 箱	SCS13
弁 体	SUS304 又は SCS13

(3) 空気抜弁

ア 仕 様

形 式	ボール弁
口 径	φ 20 mm
フランジ規格	ねじ込式
数 量	2 個/箇所

イ 構 造

弁は閉鎖時の急激な水撃圧に対して十分な耐久力のあるもので、水密が十分に保たれるものとし、開閉動作は確実なもので、流水抵抗の極力少ないものとする。

ウ 主要材料

弁 箱	SCS13
弁 体	SUS304 以上

(4) 吐出管

ア 仕 様

立上管径	φ 80 mm
ヘッダー管径	φ 150 mm
圧送管径	φ 150 mm
材料	SUS304 Sch20
施工範囲	水中ポンプからマンホール内既設管まで

イ 構 造

管種は配管用ステンレス鋼管とする。

水中ポンプと吐出管の接合部は分解の際に便利な構造とすること。

管継手はフランジ継手とし、規格は JIS10K とする。また、接続用ボルト・ナットはステン

レス製とし、良質ゴムパッキンを付属すること。

ポンプ起動時の空転防止として、逆止弁の下部より空気抜き用の小バルブを設けること。

(5) サポート及び流入バッフル

ア 材 質

サポート SUS304 又は同等品以上

流入バッフル SUS304 又は同等品以上

イ 構 造

マンホール内の機器等は、必要に応じてサポートにて固定するものとする。

ウ 付属品

固定ボルト・ナット (SUS304) 一式

第2節 電気設備

1 引込開閉器盤

(1) 仕 様

形 式 屋外装柱取付形 (SUS 製)

概略寸法 設計図を参照し承諾図により決定

板 厚 $t=1.5 \text{ mm}$ 以上

塗 装 色 マンセル 5Y7/1

対象機器 水中ポンプ出力 3.7kW

数 量 1面

(2) 主要盤内取付器具 切換カバースイッチ 1個

配線用遮断器 (内 1 個は取付スペース確保のみ) 3 個

電力量計 (電力会社支給) 取付スペース 2 個

発電機用 3P コンセント 1 個

内部配線及び端子台 一式

その他必要なもの 一式

(3) 付属品 取付金具 (SUS 製) 一式

発電機接続ケーブル (10m) 1組

(4) その他

停電時の対策として、発電電源と手動で切換えができるように、引込開閉器盤に電源切換用開閉器を設けるものとする。また、可搬式発電機との接続作業が迅速に行えるよう接続用コンセント付とし、雨天時に盤面扉を閉鎖した状態で接続可能なものとする。

2 水中ポンプ制御盤

(1) 仕 様

形 式 屋外装柱取付形 (SUS 製)

概略寸法 設計図を参照し承諾図により決定

板 厚 $t=2.0 \text{ mm}$ 以上

塗 装 色 マンセル 5Y7/1

運転方法	単独交互運転（故障時自動飛び越し回路付）	
始動方式	直入れ（200V×3.7kW×2台）	
現場警報	回転灯の点灯	
対象機器	水中ポンプ出力3.7kW	
数　量	1面	
(2) 主要盤面取付器具	電圧計	1個
	電流計	2個
	積算運転時間計	2個
	切替スイッチ	2個
	集合表示灯（LED）	1組
	押釦スイッチ	一式
	名称銘板、その他必要なもの	一式
(3) 主要盤内収納機器	配線用遮断器	一式
	漏電遮断器	3個
	電磁接触器	2個
	進相コンデンサ	2個
	3Eリレー	2個
	水位計変換器類（※詳細別途）	1組
	非常通報装置（※詳細別途）	1台
	表示灯電源	一式
	補助継電器（プラグイン、動作表示付）	一式
	避雷器、ヒューズ、スペースヒータ	一式
	換気ファン、端子台、その他必要なもの	一式
(4) 付属品	盤取付金具（SUS製）	一式
(5) 予備品	ランプ（LED）	各種1個
	ヒューズ	各種実装数の100%
	継電器、グロー類	実装数の10%
(6) その他		

盤内設置機器の動作補償温度を確認し、対策をすること。

3 非常用通報装置

(1) 仕様

形　式	盤内組込型（個別局）
電　源	AC200V
通報点数	デジタル12点、アナログ4点以上 (16点毎に32点まで拡張可能)
通報先	通報16宛先以上
停　電	待機1時間以上で3回の通報動作が行なえること
動作環境	温度：-10°C～60°C　湿度：20%～80%
(2) その他機能	履歴蓄積、日・月報告、アナログデータ保存できること

	クラウド監視に対応すること
	運転記録（ポンプ別運転開始・停止時分）
	運転記録（ポンプ別累積運転時間・運転回数）
	故障履歴（故障内容・発生時分）
	日毎ポンプ運転記録及び月集計
(3) 付 属 品	モジュール内蔵ルータ 一式
	専用ケーブル 一式
	S D カード (2G) 一式
	その他必要なもの 一式

(4) その他
水中ポンプ制御盤内に取付けるものとする。

4 水位計

(1) 仕 様

形 式	投込式水位計（圧力式）
数 量	1組
電 源	AC200V
出力信号	DC1～5V 又は DC4～20mA
精 度	±2.0%以下 FS（変換器との組合せ精度）
測定範囲	0～5m
材 質	センサ検出部 SUS316・セラミック センサ受圧部 SUS304・SUS316
出 力	通報装置への水位データ（0.01m単位） 運転制御用接点 4点（LWL、LLWL、H WL、HHWL）以上 LWL：ポンプ停止水位（-1.334m） H WL：ポンプ運転水位（-0.584m） HHWL：異常高水位（-0.384m）
表 示	デジタル（最小表示 0.01m、制御盤内に表示）
設置場所	センサ：ポンプ槽内 コントローラ：制御盤内

(2) 構 成

検出器（センサ）	1台
変換器・設定器（コントローラ）	1組
信号アレスター	一式
専用ケーブル	一式
その他必要なもの	一式

(3) 付 属 品

ステンレスチェーン

(4) その他

運転制御に支障のない位置に設置し、設置高さは承諾図等により決定すること。

5 フロートスイッチ

(1) 仕様

形 式	浮子転倒式レベルスイッチ
電 源	AC・DC 24V
接点構造	リードスイッチまたはマイクロスイッチ
接 点	A接点（上向ON、下向OFF）
材 質	発信器 SUS304 又はアルミニウム合金 フロート 硬質塩ビ ワイヤー SUS304 (PFA、FEP 又はPTFE/FRP等のコーティング)
数 量	1組
(2) 付 属 品	専用ケーブル 一式 ステンレスチェーン 一式 その他必要なもの 一式

第3節 据付工事

1 機械設備

- (1) 機器の据え付けにあたっては、十分な経験と技術を持った専門技術者の指導のもとで行い、その機器の性能や機能を損なうことのないように十分注意して据え付けなければならない。
- (2) 機器および付属部品の取り付けには、修理や点検が容易に行えるような位置や向きに配慮すると共に、取り外しが容易にできるようにフランジまたは伸縮管を前後等に設けて取り付けなければならない。
- (3) 機器の据え付け工事にあたって、他工事との出会い現場となる場合は、機器の破損や汚れを受けないように本工事の受注者によって保護に努めなければならない。
- (4) 配管工事は水平、垂直を確認し美観を損なわないようにして行うものとする。
- (5) ポンプ廻りの配管材料はステンレス鋼鋼管のフランジ加工品を使用し、ボルト・ナット・パッキンで接合するものとする。
- (6) フランジ継手に用いるボルトおよびナットはステンレス製とし、ボルトの締め付けは片締めにならないように対角交互に締め付け、最後に増し締め確認を行うものとする。

2 電気設備

- (1) 本設備は、マンホールポンプ場に電力会社等より下記に記載した内容を引込み、各機器への配線接続を行なうとともに、ポンプ盤等機器の製作、据付、試運転調整までを行なうものである。尚、通信会社等へ支払う工事費及び工事の申請等の一切の経費は本工事に含むものとする。
三相三線式 AC200V 60Hz
単相二線式 AC100V 60Hz

(2) 電線及びケーブル

配線工事に使用する電線及びケーブルは、各回路の電流及び機械的強度を考慮し、発注者との協議によりサイズを決定すること。

電力回路 EM-CE600V EM-EEF600V

制御回路 EM-CEE

接 地 線 EM-IE (撲線、緑色)

(3) 電線管

ア 電線管の地中埋設部は、難燃性波付硬質ポリエチレン管を使用し、露出部は耐衝撃性硬質塩化ビニル電線管を使用する。

イ 地中埋設部の波付硬質ポリエチレン管への接続は異種管継手を使用するものとする。

ウ 接地線用の電線保護管は、耐衝撃性硬質ビニル電線管を使用するものとする。

エ ポンプ槽から制御盤への電気配管は、施工時において、湿気、臭気等の混入を防ぐため、
ブルボックス (ステンレス製) 等を設けて電線管路の縁を切り、通気孔を設けること。

(4) 接地

ア 標準施工は一括共用接地で施工するものとし、その際の接地抵抗値は 100Ω 以下を目指す。

イ D種接地工事 (ED) の極は、直径 14mm 以上で長さ 1,500mm 以上の 2 連結式の接地棒を使用し、1箇所につき 3 本の接地棒を施工すること。また接地抵抗値が規定値にならない場合は適宜、補助棒を追加すること。

ウ 地中に埋設する部分において接続する場合、その接続部にはエポキシ塗料による防食処理を施すこと。

エ 接地標示は全ての接地工事の施工内容を記入するものとする。

3 塗装工事

(1) 機器の塗装は特に指定のないものはメーカーの標準色とするが、据付後損傷箇所がある場合はその補修塗装を行なうものとする。

(2) メーカーで仕上げ塗装がなされていない機器、材料については特に指定してあるもの以外は、機械類は鏽止め塗装と下塗り上塗りをそれぞれ各 1 回塗装を原則とする。また、仕上げ塗装の色彩については監督員の指定を受けるものとする。

4 試運転調整

(1) 各機器の現場据付後、発注者の定める期間内に受注者は各機器について専門の熟練した技術者を派遣し、機器の調整試運転を行い成績書を提出すること。

(2) 試運転終了後、監督員の指示に従い各機器の機能および取扱操作方法等の説明をすること。

5 その他

施工中にあっては、交通誘導員を必要に応じ配備し、歩行者・車両等の通行の妨げにならないよう交通整理を行うこと。また、作業車両の駐車場所は、受注者で確保し、他の通行の妨げにならないよう対応するものとする。

7 運転方案

(1) 水位による自動運転

マンホール内の水位が運転開始水位 (HWL) になると、ポンプ 1 台が自動始動し送水する。

その後、水位が停止水位 (LWL) まで低下すると（タイマー設定運転後）自動停止する。

(2) ポンプの運転方法

運転方法は単独交互運転とする。

ポンプ 2 台の内 1 台が運転し、残り 1 台は待機する。運転中のポンプが停止水位に到達後、自動停止し、再び水位上昇により運転開始水位 (HWL) に達すると待機していたポンプが運転し、停止したポンプは待機状態に入る。以後もこれを繰返し交互運転する。

(3) 自動飛越運転回路

運転中にポンプが故障した場合は、待機中のポンプが運転を開始し、故障ポンプが復旧するまで 1 台のポンプで運転を継続する。

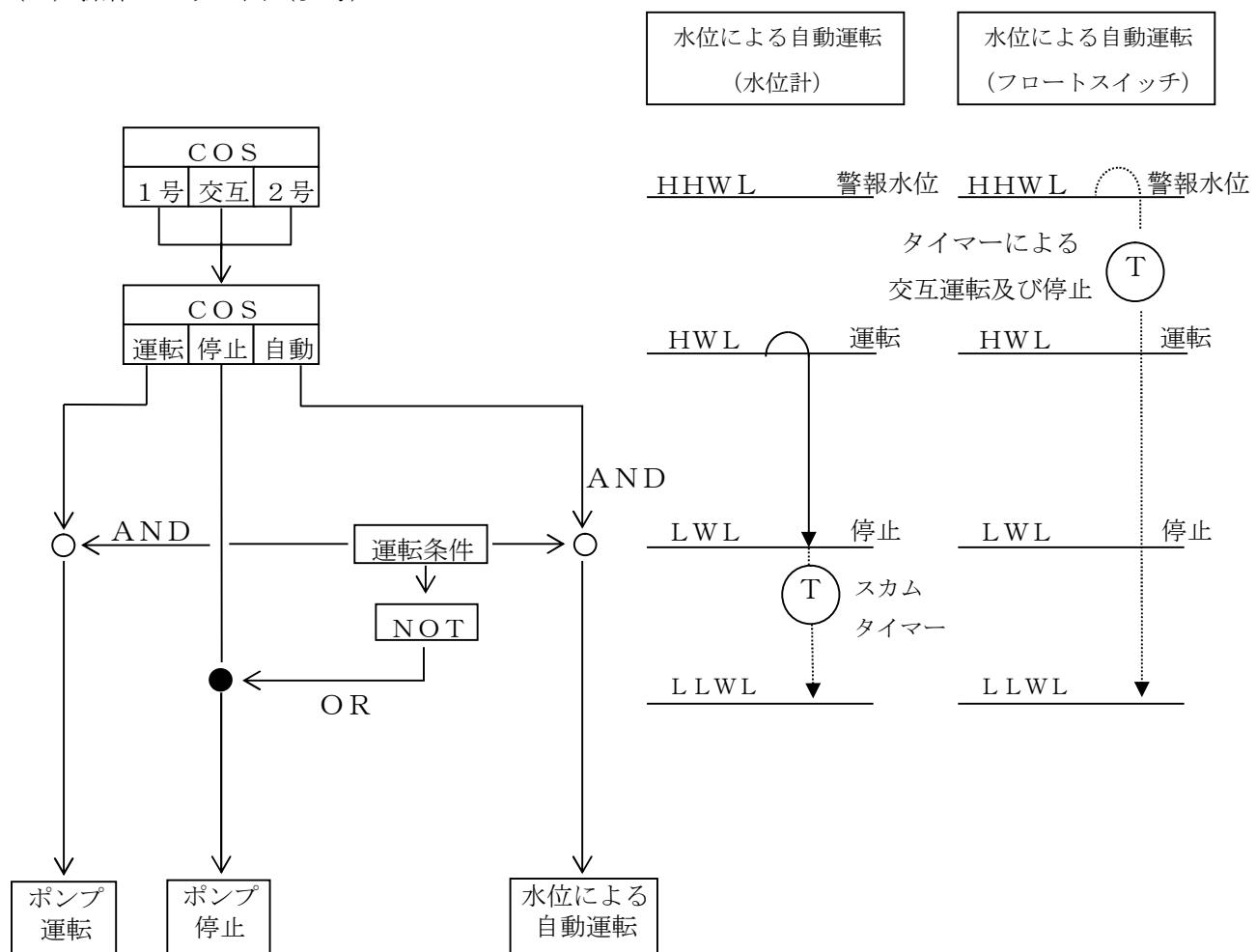
(4) 異常警報

異常発生時に非常通報装置にて通報する。

警報項目（例）：1 号ポンプ故障、2 号ポンプ故障

異常高水位（水位計、フロートスイッチ）、停電

(5) 操作ブロック図（参考）



第3章 特記事項

1 他工事等との協調

施工現場において他の工事等と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事等との協調を図り施工すること。

2 作業日時

作業日時は、土、日曜日、祝日を除く8時30分から17時までとする。時間外作業をするときは、本市監督員の承諾を得ること。

3 発生材の処分

工事に伴った発生材等についての処分にあたっては特に留意し、工事施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。

4 完成図書

施工図及び取扱説明書等の完成に伴う完成図書（黒表紙金文字製本）は原則として3部作成するものとする。なお、作成にあたっては本市監督員の指示に従うものとする。

5 現場施工の時期

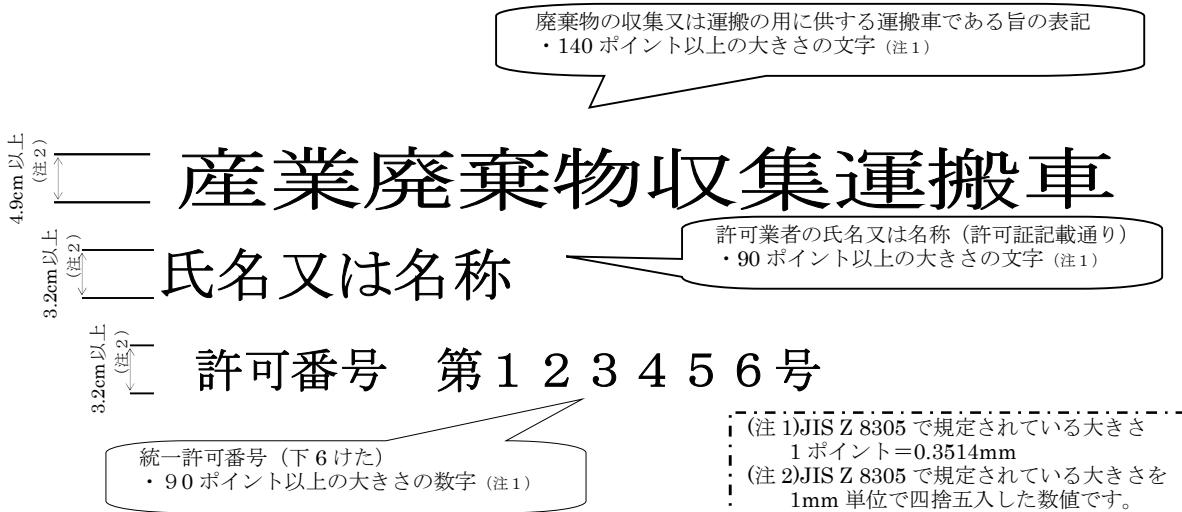
本工事施工にあたっては、施設としての運転に支障無きよう十分考慮し、既存施設の機能をできるだけ損なわないように留意し施工すること。

第4章 産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

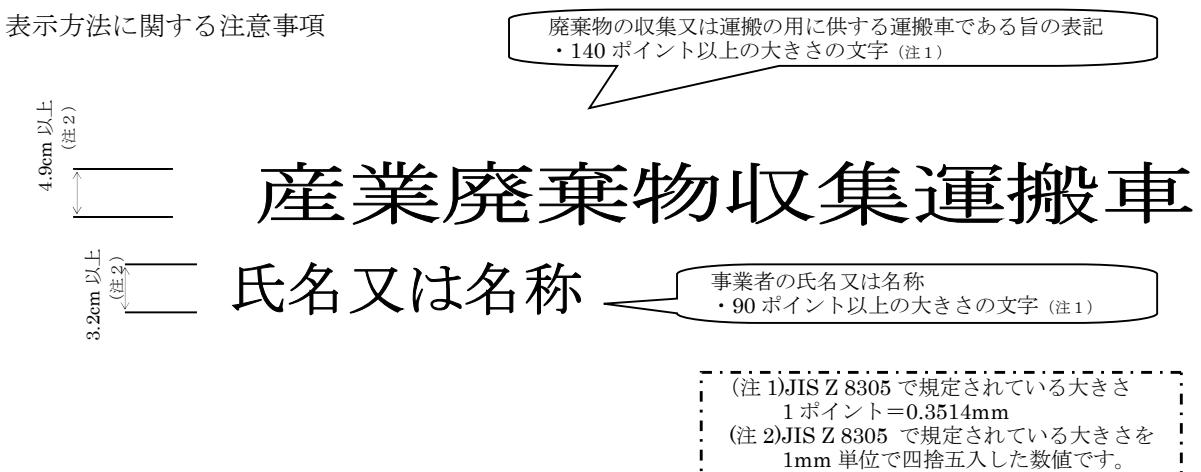
産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例



※ 車両の両側

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例



※ 車両の両側

表示方法に関する注意事項

- 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鉛で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取除くこと。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	<p><input type="checkbox"/> 津市工事請負契約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和2年8月）に優先する。</p> <p><input type="checkbox"/> 本工事は津市契約規則、津市建設工事執行規則、津市建設工事執行規則、津市建設工事執行規則、津市建設工事執行規則、津市建設工事執行規則の指示により執行する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストにより、仕様書、契約書等に基づき、施工・手続き等が適切に行われているかを監督員と共有し確認すること。</p>
	施工計画	<p><input type="checkbox"/> 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。</p> <p><input type="checkbox"/> 作業主任者等の選任を必要とする作業においては、必要な資格者一覧を施工計画書に記載するとともに、その資格者証の写しを添付し提出するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事中の安全確保については、労働安全に結びく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛け業者など）の一覧を施工計画書に記載するとともに、その資格者証の写しを添付し提出するものとする。</p>
	施工体制台帳	<p><input type="checkbox"/> 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを書面で監督員に提出すること。</p>
	工事測量	<p><input type="checkbox"/> 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に書面にて報告するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事測量については、三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-38工事測量」に基づき行うものとし、工事区間内の境界等については、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、管理を行うこと。また、調査資料の写しを監督員へ1部提出するものとする。</p>
	施工	<p><input type="checkbox"/> 契約書、設計書及び仕様書に明示されない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 非排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。</p>
工程	関係機関協議	<p><input type="checkbox"/> 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者は、施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、監督員と協議を行い、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 試掘調査を行う場合は、事前に各管理者と調整を行い、地下埋設物の確認については各管理者と監督員の立会のもと、実施するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立つて受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に基づき、地下埋設（上空占用地を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、監督員に調査資料の写しを提出するとともに、各管理者と現地立会を行なうなど、施工に際し十分に基づき、地下埋設（上空占用地を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、監督員に調査資料の写しを提出するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 地下埋設物及び上空占用地を誤って切斷した場合は、受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に基づき対応するものとし、緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても周知徹底を行うものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
	官公庁への手続き等	<input type="checkbox"/> 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行なうものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

(注)上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事などでの明示する。
変更が生じた場合は、別途協議等が発生しきぎは、受注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	事業損失	<p><input type="checkbox"/> 設計書に明示した箇所の事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 主任技術者（監理技術者）の管理のもとで、調査に従事するものの（補助者を除く）として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士に定める資格を有するものをあてるものと認めるものとする。ただし、監督員がこれと同等の知識及び能力を有するものと認めたものとする。身分証明書交付後家屋調査にかかるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。三重県公工事共通仕様書1-1-1-30 事故報告書「発注者への報告」に基づき、補償対象者より領収書、承諾書等を徵収し、監督員に報告するものとする。</p>
	民地の保全	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは市民の境界を示すもの（杭、鉢、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、受注者の責任において工事を完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。</p>
	工事中の安全確保	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、施工箇所が通学路であった場合は、監督員と協議を行った上で、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、施工箇所が通学路であった場合は、監督員と協議を行った上で、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、施工時が地山掘削・床掘等の際に既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷が発生した場合は、受注者の責において対処するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> また、施工時に影響が及ぶ可能性があると考えられる場合には、事前調査を行い、写真を撮っておくなど適切な処置を講じるものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用了した線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。</p>
安全対策	工種（	<p><input type="checkbox"/> 受注者（<input checked="" type="checkbox"/> 警察署）と立会を行い、確認後、施工を行いうものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場において設置する保安施設や仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員が求めた際には提示すること。</p>
	工種（	<p><input type="checkbox"/> 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険箇所は毎日補修を行うものとする。</p>
交通安全管理		<p><input checked="" type="checkbox"/> 工事の施工に伴つて、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通安全を確保するものとし、設計図書に基づき事前に監督員と協議を行いうものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、有資格者の配置ができない場合は監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上上の者を配置するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、交通誘導警備員を配置する際は、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。</p>

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などの明示する。
変更が生じた場合は、印当該欄は、工事において制約を受ける事などの明示する。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<p><input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策においては、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び入家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、廃分にについては産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物處理及清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めるものとする。</p>
資料作成	提出書類	<p><input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数2部、用紙サイズ：A4）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。様式については津市ホームページに掲載のものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 なお、提出の際は使用材料一覧表に使用する材料を記載し、インデックス等で整理して材料の品質証明書を添付するものとする。 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</p>
	部分下請負通知書	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。な</p>
	支払いに関する事項	<p><input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前金支払いに関する事項</p>

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などでの明示する。
変更が生じた場合は、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）										
その他	名札	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、三重県公共工事通仕様書「[1-1]-10 施工体制台帳」に基づき、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p> <p><名札の例></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">主任・監理技術者</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏 名</td> <td style="width: 30%;">○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td>○○○○工事</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td>会 社</td> <td>○○建設株式会社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">印</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">写 真 2cm×3cm 程度</p> </div> <p>注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2) 所属会社の社印とする。</p>	氏 名	○○ ○○	工事名	○○○○工事	工 期	自○○年○○月○○日	会 社	○○建設株式会社	印	
氏 名	○○ ○○											
工事名	○○○○工事											
工 期	自○○年○○月○○日											
会 社	○○建設株式会社											
印												
	部分使用	<p><input type="checkbox"/> 部分使用箇所（ <input type="checkbox"/> 部分使用時期（ <input type="checkbox"/> 部分使用目的（ ） ） ）</p>										
	部分引渡し	<p><input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ 別途説明書に記載 <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ ） ）</p>										
	巡回	<p><input checked="" type="checkbox"/> 当工事(修繕)は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場パトロールを行うことがある。</p>										
	その他	<p><input checked="" type="checkbox"/> 作業日時は、土、日曜日祝日を除く8時30分から17時までとする。時間外作業をするときは、本監督員の承諾を得ること。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。</p>										

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などとのことで明示する。
変更が生じた場合は、印を明示されない場合は、発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	調整項目（□資材等の流用 □施工順序の調整 □その他（ ○工期 □機関との協議が未完了 □占用物件との工程調整の必要あり □その他（ ○用地補償物件の未処理箇所あり □反設ヤードの有無 ○その他（ ○施工方法の制限あり □事業損失防止に関する調査あり ○その他（ ○交通安全施設等の指定あり □交通誘導警備員の配置
工程関係	□別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名： ○施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり ○工期 ○他機関との協議が未完了 ○占用物件との工程調整の必要あり ○その他（ ○その他（ ○用地補償物件の未処理箇所あり ○反設ヤードの有無 ○その他（ ○施工方法の制限あり ○事業損失防止に関する調査あり ○その他（ ○その他（ ○交通安全施設等の指定あり □交通誘導警備員の配置	□調整項目（□資材等の流用 □施工順序の調整 □その他（ ○施工方法（ ○工期は、繰越手続きが完了後、（　　年　　月　　日）までに変更します。 ○協議が必要な機関名（ ○占用物件名（□電気　□電話　□水道　□ガス　□その他（ ○その他（ ○未処理箇所（□別添図等 ○完了見込み時期（□令和　年　月　日）～No.　□別途協議（ ○仮設ヤード（□官有地　□民有地　□その他（ ○仮設ヤード使用期間（ ○仮設ヤードからの運搬距離（L = 1km） ○使用条件・復旧方法（ ○その他（ ○制限項目（□騒音　□振動　□水質　□排出ガス　□粉じん　□その他（ ○施工方法等（□指定工法名（　　） ○施工時期（ ○調査項目（□騒音測定　□振動測定　□水質調査　□近接家屋の事前・事後調査　□地盤沈下測定 ○調査方法（□別途資料　□その他（ ○その他（ ○交通安全施設等の配置（□別添図等　□その他（ ○交通誘導警備員の配置（□別添図等　□その他（ ○指定路線　□指定路線以外 □交通誘導警備員の配置人員数 ○概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。 （注：交通誘導警備員Aが配置できる場合は、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置 人員を協議すること。工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、 必要な人员の算出は、工事着手後、計画を変更する必要がある場合、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる 場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人數の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ② 受注者は、工事着手後、計画を変更する必要がある場合、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる 場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人數が確認できる資料を提出すること。 □ 積上げによる算出 ○配置人員数（人）（うち交通誘導警備員A（人） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ○交通誘導警備員の配置時間（　　） ○交通誘導警備員の配置期間（　　） ○交通誘導警備員配置の対象工種（　　）
用地関係	□用地補償物件の未処理箇所あり ○反設ヤードの有無 ○その他（ ○その他（ ○施工方法の制限あり ○事業損失防止に関する調査あり ○その他（ ○その他（ ○交通安全施設等の指定あり □交通誘導警備員の配置	□未処理箇所（□別添図等 ○完了見込み時期（□令和　年　月　日）～No.　□別途協議（ ○仮設ヤード（□官有地　□民有地　□その他（ ○仮設ヤード使用期間（ ○仮設ヤードからの運搬距離（L = 1km） ○使用条件・復旧方法（ ○その他（ ○制限項目（□騒音　□振動　□水質　□排出ガス　□粉じん　□その他（ ○施工方法等（□指定工法名（　　） ○施工時期（ ○調査項目（□騒音測定　□振動測定　□水質調査　□近接家屋の事前・事後調査　□地盤沈下測定 ○調査方法（□別途資料　□その他（ ○その他（ ○交通安全施設等の配置（□別添図等　□その他（ ○交通誘導警備員の配置（□別添図等　□その他（ ○指定路線　□指定路線以外 □交通誘導警備員の配置人員数 ○概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。 （注：交通誘導警備員Aが配置できる場合は、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置 人員を協議すること。工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、 必要な人员の算出は、工事着手後、計画を変更する必要がある場合、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる 場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人數の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ② 受注者は、工事着手後、計画を変更する必要がある場合、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる 場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人數が確認できる資料を提出すること。 □ 積上げによる算出 ○配置人員数（人）（うち交通誘導警備員A（人） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ○交通誘導警備員の配置時間（　　） ○交通誘導警備員の配置期間（　　） ○交通誘導警備員配置の対象工種（　　）
公害対策関係	□施工方法の制限あり ○事業損失防止に関する調査あり ○その他（ ○その他（ ○交通安全施設等の指定あり □交通誘導警備員の配置	□制限項目（□騒音　□振動　□水質　□排出ガス　□粉じん　□その他（ ○施工方法等（□指定工法名（　　） ○施工時期（ ○調査項目（□騒音測定　□振動測定　□水質調査　□近接家屋の事前・事後調査　□地盤沈下測定 ○調査方法（□別途資料　□その他（ ○その他（ ○交通安全施設等の配置（□別添図等　□その他（ ○交通誘導警備員の配置（□別添図等　□その他（ ○指定路線　□指定路線以外 □交通誘導警備員の配置人員数 ○概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。 （注：交通誘導警備員Aが配置できる場合は、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置 人員を協議すること。工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、 必要な人员の算出は、工事着手後、計画を変更する必要がある場合、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる 場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人數の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ② 受注者は、工事着手後、計画を変更する必要がある場合、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる 場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人數が確認できる資料を提出すること。 □ 積上げによる算出 ○配置人員数（人）（うち交通誘導警備員A（人） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ○交通誘導警備員の配置時間（　　） ○交通誘導警備員の配置期間（　　） ○交通誘導警備員配置の対象工種（　　）
安全対策関係	□交通安全施設等の指定あり ○その他（ ○その他（ ○交通安全施設等の指定あり □交通誘導警備員の配置	□交通安全施設等の配置（□別添図等　□その他（ ○交通誘導警備員の配置（□別添図等　□その他（ ○指定路線　□指定路線以外 □交通誘導警備員の配置人員数 ○概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。 （注：交通誘導警備員Aが配置できる場合は、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置 人員を協議すること。工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、 必要な人员の算出は、工事着手後、計画を変更する必要がある場合、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる 場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人數の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ② 受注者は、工事着手後、計画を変更する必要がある場合、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる 場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人數が確認できる資料を提出すること。 □ 積上げによる算出 ○配置人員数（人）（うち交通誘導警備員A（人） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ○交通誘導警備員の配置時間（　　） ○交通誘導警備員の配置期間（　　） ○交通誘導警備員配置の対象工種（　　）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議するものとする。
明示事項とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	近接施設等に対する制限	条件及び内容
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<p><input checked="" type="checkbox"/> 施工場所あり ・近接公共施設（□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他（ ）） ・近接施設（□ 壁（ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）</p>
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<p><input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（□ 別添図等 □ その他（ ）） □ 別途協議（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 保安要員の配置（□ 別添図等 □ その他（ ）） □ 別途協議（ ）</p>
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）	<p>受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。</p>
	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・速報の提出	<p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告するここと。</p>
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり	<p><input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（□ 別添図等 □ その他（ ）） □ 別途協議（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（□ 別添図等 □ その他（ ）） □ 别途協議（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 用地及び構造（□ 別添図等 □ その他（ ）） □ 别途協議（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 安全施設（□ 別添図等 □ その他（ ）） □ 别途協議（ ）</p>
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設機器の設置条件あり	<p><input type="checkbox"/> 使用期間及び着地条件（□ 別添図等 □ その他（ ）） □ 别途協議（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 転用あり（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 兼用あり（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
	<input checked="" type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）	<p><input checked="" type="checkbox"/> 施工条件の指定なし</p> <p><input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり</p> <p>① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日</p> <p>② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。 と。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。 める。作業日当たり標準作業量等によるものとし、現場条件等により、水替日数の算出は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。</p> <p>③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<p><input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（□ 別添図等 □ その他（ ）） □ 别途協議（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 施工方法（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議するものとする。
明示された場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及 び 内 容
建設発生土・ 産業廃棄物関係	<p>□ 建設発生土受入地の指定あり</p> <p>□ 建設発生土受入地未定</p> <p>□ 産業廃棄物の処理条件あり</p>	<p>□ 受入地の条件 (□ 別途図面 □ 受入料金あり)</p> <p>□ 運搬距離 (L= km) □ 受入料金なし □ 別途協議</p> <p>□ 受入地未定につき別途協議する。 (□ 暫定運搬距離 L= km, □ その他 ())</p> <p>□ 産業廃棄物の種類 (□ コン塊 □ アス塊 □ 木材 □ 汚泥 □ その他 ())</p> <p>□ 産業廃棄物の処分地 (□ 再生処分場 () □ 最終処分場 () □ その他 ())</p> <p>【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目 () に記入のこと。】</p> <p>□ 処分場の受入条件 ()</p> <p>□ 舗装切断時の排水処理</p> <p>アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。また、回取水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。【適正に処理】するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な情報を（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。</p> <p>□ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。</p> <p>□ その他 ()</p>
工事支障物関係	<p>□ 工事支障物件あり</p> <p>□ その他</p>	<p>□ 支障物件名 (□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他 ())</p> <p>□ 移設時期 (□ 令和 年 月 曜 日 □ 別途協議)</p> <p>□ 防護 ()</p> <p>□ その他 ()</p>
薬液注入関係	<p>□ 薬液注入工法等の指定あり</p> <p>□ 提出書類あり</p> <p>□ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認</p> <p>□ その他 ()</p> <p>□ 再生材使用の指定あり</p>	<p>□ 設計条件 ()</p> <p>□ 削孔数量 ()</p> <p>□ 工法関係 ()</p> <p>□ その他 ()</p> <p>□ 再生材の種類 (□ 再生Asコン □ 再生路盤材 □ 再生クラッシュヤーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂)</p> <p>□ 再生材が使用出来ない場合の措置 (□ 新材に変更 □ その他 ()) □ 別途協議)</p> <p>□ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）</p> <p>□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基く認定製品の使用について</p> <p>（認定製品の品名： □ 盛土材 □ 埋戻し材 □ サンドクッション材 □ 上層路盤材 □ コンクリート二次製品 □ グレーチング □ その他 ())</p> <p>□ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。</p> <p>□ 認定製品の品名： 間伐材製工事用ハリケード・看板・標示板 ()</p> <p>□ その他 ()</p>
再生材使用関係	<p>□ 薬液注入工法等の指定あり</p> <p>□ 提出書類あり</p> <p>□ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認</p> <p>□ その他 ()</p> <p>□ 再生材使用の指定あり</p>	<p>□ 設計条件 ()</p> <p>□ 削孔数量 ()</p> <p>□ 工法関係 ()</p> <p>□ その他 ()</p> <p>□ 再生材の種類 (□ 再生Asコン □ 新材に変更 □ その他 ()) □ 別途協議)</p> <p>□ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の認定試験を行い、認定製品を基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。）</p> <p>□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基く認定製品の品名： □ 盛土材 □ 埋戻し材 □ サンドクッション材 □ 上層路盤材 □ コンクリート二次製品 □ グレーチング □ その他 ())</p> <p>□ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。</p> <p>□ 認定製品の品名： 間伐材製工事用ハリケード・看板・標示板 ()</p> <p>□ その他 ()</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

施工条件件明示一覧表

明示項目	明示事項	条件及び内容
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ）期間（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ）数量（ ）保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ）数量（ ）引渡場所（ ）
盛土材等工事間流用あり		<input type="checkbox"/> 時期（令和 年 月 日）その他（ ） <input type="checkbox"/> 連搬方法（ ）□受注者で運搬 □受注者以外で運搬 □別途協議 □その他（ ）
現場環境改善費適用工事		<input type="checkbox"/> 引渡場所（ ）□別添図等 □別途協議 □その他（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ）連搬距離（L= km）
その他（ ）		<input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件	<input type="checkbox"/> 適用条件	<p>□ 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む）（最新改定：令和3年7月1日） <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書1-1-1-2 第24項中「電子メールなどの署名または押印が不要な手段により」とあるのは「電子メールなどにより」と、第26項「書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したもの」を有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票についても、署名または押印がなくとも有効とする。」とあるのは「書面とは、「書面」とは「書面とともに、工事打合せ簿等の工事帳票を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたもの」を有効とする。」と読み替えるものとする。 「土木構造物設計マニュアル（案）」 <input type="checkbox"/> 設計変更を行ふ際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和2年4月）を参考とする。</p> <p>□ 支援技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本工事は現場ににおける現場技術業務を「（例示一）（公財）三重県建設技術センター」に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検査を行う際は、その業務に委託すればならない。また、審査に關し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、計画書・報告書・データ、図面等）の審査に關し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限はない。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行ふ場合には、監督員から直接、指示又は通知があつたもののみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 <p>□ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。</p> <p>□ デジタル工事写真的電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書に準拠すること</p> <p>□ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書（三重県）に準拠すること</p> <p>□ その他（ ）</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.9

明示項目	明示事項	条件及び内容
監督の区分 〔第3編3-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(2)〕	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督	<input type="checkbox"/> 重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ※これ以外は、一般監督とする。
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （　　）部）とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CAL'S電子納品運用マニュアル（令和3年7月改訂）を適用
地質調査の電子成果品等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	<input type="checkbox"/> 検定及び登録機関（一般財団法人国土地盤情報センター（ https://ngic.or.jp/ ）） <input type="checkbox"/> 檢定料金の計上（ <input type="checkbox"/> A検定 <input type="checkbox"/> B検定） <input type="checkbox"/> (注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)
産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されないため、受注者が課税対象となつた場合には完年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税証明書等を添付して当該工事の収支者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	<input type="checkbox"/> コリンズ(CORINS)の作成・登録	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ(CORINS)の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請關係 下請企業 次数制限	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 <input type="checkbox"/> 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
特例監理技術者の設置	<input type="checkbox"/> 特例監理技術者の設置	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行いう場合は、追加特記仕様書「特例監理技術者等の配置」に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参考照）
配慮依頼事項	<input type="checkbox"/> 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用 <input type="checkbox"/> 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用 <input type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借入れ <input type="checkbox"/> 使用人等における市民の活用	<input type="checkbox"/> 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約においては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。 <input type="checkbox"/> 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約においては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者から購入されることに配慮すること。 <input type="checkbox"/> 建設機械、機器等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から購入されること。 <input type="checkbox"/> 業務従事者等の使用者等が必要となる場合は、使用者等に市民を活用するよう配慮すること。
津市公契約条例	<input type="checkbox"/> 津市公契約条例に関する特記	<input type="checkbox"/> 締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るため必要な事項を定める。 1 受注者の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び入検査その他の本市が実施する公契約に関する施設に協力しなければならない。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容	
津市公契約条例		<p>2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項により、下記事項について異議はありません。また、誓約内容にて津市公契約条例（以下「条例」といふ。）第6条の規定により、遵守することを誓約します。</p> <p>1 津市公契約条例等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金収取について異議はありません。</p> <p>2 関係法令にあつた場合は正勧告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告する。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</p> <p>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益が取扱いをしないこと。</p> <p>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</p> <p>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下記契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</p> <p>7 市長等が行う施策に協力すること。</p> <p>8 用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてではなくらぬこと。 受注者は、施工作業に伴う社会保険料等の加入状況欄に「健康保険等の加入状況」欄により下請負者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。 また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。</p> <p>9 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を請求する必要があること。 元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を請求する場合、法定福利費相当額を請求する旨を下請人に働きかけること。 (津市HP「仕事・産業ー入札・契約ー工事・建設コンサルタント関係ー調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照)</p>	
労働環境の確保に係る誓約事項		<p>□ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険) 対策</p> <p>□ 法定福利費の負担 法記した標準見積書の活用</p>	<p>□ 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等（以下「暴力団等」といふ。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務 (1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」といいう。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 本市など締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するなどもに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力をを行うこと。</p> <p>(5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。</p> <p>(6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 (1) 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>3 契約等の解除 (1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
暴力団等の不当介入の排除等			

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記	<input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。</p> <p>1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面といふ3つの条件（以下「三つの密」といふ）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者等の多くが集まる場面や密室、密閉空間等における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するために万全を期すこと。</p> <p>3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要することを前提とする場合、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。</p> <p>5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行いう場合がある。</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるとときは、津市工事請負契約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとする。</p>
ワンデーレスボンス	<input type="checkbox"/> ワンデーレスボンスの実施	<p>1 この工事は、ワンデーレスボンス実施対象工事である。「ワンデーレスボンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうちに」に回答するよう対応することである。即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」にすることとする。</p> <p>2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理办法について、監督員と協議をおこなうこと。</p> <p>3 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1－1－3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。</p> <p>4 受注者は工事施工中ににおいて、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。</p> <p>5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

施工条件仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内部容
建設業退職金共済制度に係る事務手続	建設業退職金共済制度に係る事務手続について	<p><input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度に係る事務手続については下記のとおりとする。</p> <p>1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</p> <p>2 製約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛け金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約書の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式(電子申請方式)により退職金ボイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行された掛け金収納書(電子申請方式)にて、調達契約書の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入適用外届」について、調達契約書の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。</p> <p>3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定期間は「考え方」1～3によることが望ましいですが、これにより難い場合は「考え方」2又は3による目途とすること。</p> <p>4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。</p> <p>5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに「掛け金充当実績総括表」を作成し、工事担当課へ提示してください。この時、掛け金充当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認してください。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他開運書類の提示を求める場合がある。</p> <p>6 建設キャリアアップシステムの活用 建設キャリアアップシステム(以下、CCUSといいます。)に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めるごと。また、CCUSの活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。</p>
津市工事請負の地元調整	津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書	<p><input checked="" type="checkbox"/> 本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。</p> <p>1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書(以下「共通」という。)の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないよう努めなければならない」とび特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全管理確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工申告書において、工事説明の進め方や不當要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 受注者及び受注者の責務 (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関するることは、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。</p> <p>3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ①正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 ②暴力行為、脅迫行為 ③正当な権利行使を誤り、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為 ④粗野又は乱暴な言動による不快又は嫌悪の情を抱かせる行為 ⑤下請負人等に特定の者を採用する要求に面を生じさせる等一切の行為</p>

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事と定められており、明示されない場合は、別途協議するものとする。

施工条件仕様書（施工条件明示一覧表）

(注) 上記受託事項に変更が生じた場合は、明示事務事項とし、現場説明又は作業説明等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書

【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限ににくい止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

【工事実績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【火災保険等に関する事項】

津市工事請負契約約款第57条に定める火災保険等を次の条件により付し、その証書又はこれに代わるものを見滞なく津市（下水道施設課）に提示すること。

1 保険期間	開始日	工事着手日
	終了日	工期に15日を加えた日
2 保険金額	請負代金額相当額	

【木材の調達の目標】

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注1 「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。

また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。

注2 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。